

横浜市教育委員会  
臨時会会議録

- 1 日 時 平成29年12月15日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 岡田教育長 大場委員 間野委員 長島委員 宮内委員 中村委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

# 教育委員会臨時会議事日程

平成 29 年 12 月 15 日（金）午前 10 時 00 分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の対処について

「いじめ防止市民フォーラム」の開催報告について

南部域内における「あいさつ運動のポスター」の掲示について

平成 29 年度 横浜市立学校総合文化祭 文化交流会の開催について

3 審議案件

教委第 59 号議案 いじめ重大事態に関する調査結果の公表の在り方について

教委第 60 号議案 教職員の人事について

4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

岡田教育長

それでは、ただいまから教育委員会臨時会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。11月17日の会議録の署名者は長島委員と中村委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、12月1日の教育委員会定例会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

小林教育次長

### 【一般報告】

#### 1 市会関係

- 12/5 本会議（第1日）議案上程、質疑、付託
- 12/8 本会議（第2日）一般質問
- 12/8 こども青少年・教育委員会

教育次長の小林です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、12月5日に、本会議第1日目が開催され、議案上程、質疑、付託が行われました。また、12月8日には、本会議第2日目が開催され、一般質問が行われました。

12月13日には、こども青少年・教育委員会が開催され、教育委員会関係の審査が行われました。議案として、「横浜市立子安小学校プール使用料条例の制定」など5件の審査が行われたほか、6件の請願・陳情の審査が行われました。また、報告事項として、「横浜教育ビジョン2030素案について」など、7件の報告をさせていただきました。

#### 2 市教委関係

##### (1) 主な会議等

- 12/4 マダガスカル共和国大統領夫人 富士見台小学校 訪問
- 12/10 環境未来都市・環境絵日記展 「環境絵日記」優秀特別賞  
発表会・表彰式

##### (2) 報告事項

- いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の対処について
- 「いじめ防止市民フォーラム」の開催報告について、
- 南部域内における「あいさつ運動のポスター」の掲示について
- 平成29年度 横浜市立学校総合文化祭 文化交流会の開催について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、12月4日にマダガスカル共和国の大統領夫人が、同国と交流を行っている保土ヶ谷区の富士見台小学校を訪問し、児童と交流いたしました。大統領夫人には、全ての学年の授業を参観していただき、児童と一緒に給食も召し上がっていただきました。

また、同校の校章が入ったバンダナと手作りの作品が児童の代表から大統領夫人に手渡され、大統領夫人からは、マダガスカルの写真集や記念品をいただいております。当日は、岡田教育長が参加しています。

12月10日には、「環境未来都市・環境絵日記展」が開催され、その中で行われた「『環境絵日記』優秀特別賞発表会・表彰式」に岡田教育長が出席いたしました。「環境絵日記」は、小学生が夏休みの自由課題として、絵と文章の組み合わせで環境問題等について考えていることを自由に表現する取組として毎年行われています。今年は「みんなで作る環境未来都市・横浜」をテーマに、優れた作品が数多く集まっております。

次に、報告事項として、この後、所管課から4点、報告させていただきます。まず、1点目ですが、「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の対処について」、2点目は、「『いじめ防止市民フォーラム』の開催報告について」、3点目は、「南部域内における『あいさつ運動のポスター』の掲示について」、最後に、4点目は、「平成29年度 横浜市立学校総合文化祭 文化交流会の開催について」、報告させていただきます。

私からの報告は以上です。

報告が終了いたしました。御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

特に御質問等がなければ、いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の対処について、所管課から報告いたします。

伊東健康教育・人権教育担当部長

人権教育を担当しております伊東です。

それでは、重大事態の対処について、担当課長から説明いたします。

兵頭人権教育・児童生徒課担当課長

人権教育・児童生徒課担当課長の兵頭でございます。それでは、説明させていただきます。

いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の対処について、調査主体を決定し、調査を開始いたしますので、報告いたします。

まず、調査主体の決定ですが、教育長委任事務といたしまして、2件の調査主体を決定いたしました。1件は従前の経緯、保護者の意向なども踏まえまして、第三者機関により調査を行うことが適切だと判断いたしまして、教育委員会の附属機関であります横浜市いじめ問題専門委員会に諮問し、調査を開始いたします。

もう1件につきましては、学校主体で行う調査により、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に十分な成果を得られると判断いたしまして、学校いじめ防止対策委員会に専門的知識を有する第三者及び教育委員会事務局職員を加えた学校主体の組織で調査を行います。

次に、いじめ重大事態対処のための調査件数でございますが、今回新たに調査を開始する2件はいずれも小学校の案件です。重大事態の件数といたしましては、現在調査中の10件、それから既に調査が終了している1件がございますので、全部で13件となります。

説明は以上でございます。

岡田教育長

説明が終了いたしました。御質問・御意見等がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。それでは、新たに2件、小学校の関係でいじめ重大事態

の調査を開始いたします。

それでは、次の報告に移らせていただきます。次に「いじめ防止市民フォーラム」の開催報告について、所管課から報告いたします。

伊東健康教育・人権教育担当部長

12月のいじめ防止啓発月間の中で、12月2日に「いじめ防止市民フォーラム」を行いました。その開催報告を課長のほうからさせていただきます。

兵頭人権教育・児童生徒課担当課長

続きまして、「いじめ防止市民フォーラム」の開催報告をさせていただきます。

まず1番の趣旨でございます。確認ですが、本市では、12月を横浜市いじめ防止啓発月間と位置付けております。この取組をより効果的なものとするため、横浜市いじめ問題連絡協議会に関わる団体等が協働で「いじめ防止市民フォーラム」を開催することにより、いじめ防止の取組を推進しております。

2の開催概要ですが、本年度は12月2日土曜日の13時から15時で、横浜商業高等学校講堂で行いました。

(2)のテーマでございますが、本年度は「いじめの問題に向き合い、自分や他の人を大切にして関わり合う子ども社会をつくろう」をテーマに開催しております。

(3)の内容でございます。まずは、主催者であります横浜市いじめ問題対策連絡協議会会長の子安小学校の宮生校長先生、岡田教育長から御挨拶をいただいた後、「実践発表(学校の取組)」といたしまして、平成29年度の横浜子ども会議の取組を事務局から報告させていただきました。そして、山内小学校、横浜吉田中学校からいじめ防止の取組についてそれぞれ発表させていただきました。

続きまして、基調講演といたしまして、前横浜市教育委員会教育次長で、現在横浜市ふるさと歴史財団代表理事の齋藤宗明様より「いじめ その時、私たちができること」についてお話しいただきました。

続きまして、パネルディスカッションでは、パネリストとして小学校代表といたしまして、山内小学校の山本凜さん、中学校代表といたしまして、横浜吉田中学校の大場有紗さん、保護者代表といたしまして、横浜市PTA連絡協議会会長の海上良太様、学校関係者の代表といたしまして、生徒指導専任教諭協議会総務、橘中学校の藤井英之先生、そしてパネリストとして、基調講演をいただきました齋藤宗明様にも参加していただきました。コーディネーターは連絡協議会会長の宮生和郎先生でございます。また、「いじめに対してできること」といたしまして、それぞれの立場からお話をいただきました。

参加数でございますが、当日は145名の方に御参加いただいております。

2ページをお開きください。4の発表内容等でございます。少し詳しく紹介したいと思います。

(1)「学校の取組」といたしまして、山内小学校からは「子どもが主体的に取り組む『児童いじめ防止委員会』の取組」について、山本凜さん、田中未来さんから発表していただきました。

「児童いじめ防止委員会」では、各クラスでの「めあて」を決め、毎月情報交換を行いながら取組を進めており、年3回の委員会には、保護者の代表、主任児童委員、警察署の方にも参加してもらい、いじめ防止について一緒に考えているということでございます。

今後も全校のいろいろな友達と触れ合いながら、お互いを知って、「あったかハートでいじめ0(ゼロ)」の学校を目指し、活動していきたいと元気よく発表

していただきました。

続きまして、横浜吉田中学校からは生徒会でのいじめ防止の取組について、大場有紗さんから発表していただきました。

横浜吉田中学校では、外国籍や外国につながる生徒が約50%いらっしゃるということで、「あいさつ」が最強のコミュニケーションであるという生徒会の思いを全校生徒へ発信し、4カ国語による「あいさつ運動」を実施し、校外での活動にも広がり、警察署や商店街、南吉田小学校との連携にもつながっているそうです。あいさつ標語のコンクールを行ったり、体育祭で国籍や男女にとられることなく取り組めたことなどの紹介もありまして、いじめ防止の取組で大切にしていること、「居場所づくり」と「絆づくり」ができる学校でありたいという思いを力強く発表していただきました。

(2) 基調講演でございますが、「いじめ その時、私たちができること」といたしまして、いじめの背景として、自分を認めてもらえないことなどの葛藤による加害者側の自己評価の低さがいじめ行為の発生要因になっていて、子供自らが答えを導き出せる支援が必要ということ、それから、被害者の仕返しされるかもしれない、親を悲しませたくないなど、周囲に相談できない子供の心理を大人が理解することが必要ということ、「子どもの攻撃性をコントロールできない」「子どもがSOSを出せない」など、乳幼児期の親子の関係のありようがいじめに影響しているということ、子供同士の間人間関係で生じるトラブルは、社会形成の大切なきっかけであること、教職員や保護者が理解し関わる大切など、分かりやすく説明していただきました。

(3) パネルディスカッションでは、「いじめに対してできること」といたしまして、小学生代表の山本さんからは、「自分がいじめに遭ったら母に相談する。何かあって相談すると母は『そういうことはしないほうがいい』と言ってくれる」、「いじめの場面に出会ったら、一人で注意するには怖いし、勇気のいること。友達とだったらできると思うので、注意できる仲間をつくれればいい」。3ページに参りまして、中学生代表の大場さんからは、「いじめにあっても、中学生は親に相談しないで隠してしまうだろう。大ごとになったり、誰かに迷惑をかけたりしたらと考えてしまう」、「私は『やめて』と言えるけど、言えない人でも、友達の存在は大事。周りがいじめに気付いて、声をかけたり、行動できることが必要」。保護者代表の海上様からは、「親としても、子どもの些細な変化を見逃さないようにすることが大切」、「保護者同士のネットワークを持つことで、情報を得ることもできる」。学校関係者代表者の藤井様からは、「教師は、子どもが相談しやすい雰囲気を作ったり、子どもの変化を拾う感覚を一層磨いていかなければならない。保護者や教師などの周りの大人が、子どもと一緒に考えていこうという姿勢が大事」と、それぞれの立場から意見が交わされました。

参加していただいた方々にアンケートを実施しておりますので、5番でアンケートの一部を紹介いたします。山内小学校、横浜吉田中学校の発表に対しましては、「子どもたちがいじめに対してしっかり考え取り組んでいることが素晴らしかった。他校へもぜひ広めてほしい」、「あいさつ運動の取組も、外国籍・外国につながる生徒が多いという中での工夫があり、すばらしい活動」。基調講演に対しましては、「どのように子どもに向き合っていくのか、とても分かりやすく、理解ができた」、「いじめの背景にあるいじめの子の心理を踏まえ、子ども一人ひとりの自己肯定感を高めることがやはり大切だと思った」。パネルディスカッションに対しましては、「子どもと大人とそれぞれの立場での考えが聞け、それぞれの立場から、できることを行っていくことがいじめ防止につながると思った」、「子どもたちが、自分の意見を持って発言していたことに感動した」、

「子どもが正しいことを言える環境を大人が作っていかなければならない」。その他の御意見といたしまして、「今は人との関わりが家庭間でも少ない時代。会話を増やし、子どもの変化に気づいてあげることが大切」、「全ては家庭にあると思う。子どもだけではなく、親への支援も必要」、「もっとたくさんの人に聞いてもらいたい内容だった」など、たくさんの御意見・御感想もいただきました。

これらの内容につきましては、ホームページに掲載するほか、各学校の取組に活用していただけるよう、周知をしていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

岡田教育長

説明が終了いたしました。御質問・御意見がございましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

長島委員

御報告ありがとうございます。2点ほどあるのですが、まず145名という出席者については想定といたしますか、最後にもありました「もっと多くの人に聞いてもらいたい内容だった」ということですので、それについて質問です。

それと、当然このようないいというアンケート結果がありますので、これをどのように各学校の職員や子供たちや保護者の方々に伝えていくか、考えておられるのかというのが1点です。とりあえずその質問です。

兵頭人権教育・児童生徒課担当課長

まず、参加された方の数につきましては、昨年度よりも若干少ないということでございます。昨年は約200名の方に参加していただきました。来年度以降もこのフォーラムを継続していきたいと考えておりますので、もっといろいろな方に知っていただいて、参加して直接聞いていただけるように、広報等は来年も引き続き強化してやっていきたいと考えております。

それから、取組の周知でございますが、まず各学校にはこういった内容について通知を出させていただいた後、いろいろ連絡会等もございますので、その中で各学校の中でも状況について保護者の方等に紹介していただくよう、我々のほうからお願いして、周知していきたいと今のところは考えております。

長島委員

まとめて成果物的なものは作られるのですか。

伊東健康教育・人権教育担当部長

例年ですと冊子のようなものにするということはやっておりませんが、もし必要だということであれば、子ども会議の報告も併せて、少しまとまった形で出していくということも検討したいと思います。

長島委員

やはり目に留まったり、耳に留まったりすることが何かのきっかけになることもありますので、もちろん仕事を増やすという意味ではなく、そういうものに付随して、まとめて作るということも大事なのではないかと思えます。せっかく子供たちがつながっていくこととか、あいさつが大事であるとか、大人の支援の大切さの気付きであるとか、そうやって育った子供たちが今度はつながれる大人になってもらうことが何よりも大切なわけですから、決して置き去りにしないようにしていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

宮内委員

こういった形のフォーラムの開催というのは積極的に継続していただきたいと

思っております。働き方改革についてのフォーラムも教育委員会主催で実施されましたが、その内容をシェアするというのも大事ですけれども、同様の議論の場を各学校、また地域で促進してもらおうということが、我々のやらなければいけないことだと思っております。

長島さんがこういったものの成果をまとめろとおっしゃっていましたが、ここに書いてある内容で十分だと思います。大事なことは議論を促す行為によって問題意識を各層に持ってもらうということだと思います。何か成果物を伝えようという上から目線のやり方は効果がないと考えております。やはり認識して、ほかの人の意見を聞いて、また再認識をするというプロセスがこのようなデリケートな問題では非常に重要だと思っておりますので、うまくリードしてください。

岡田教育長

はい、どうぞ。

中村委員

子供たちにとっては、大人たちもいる前で話をすることは大変緊張することだったと思いますが、やはりいろいろな立場のいろいろな方々の中でこういう話をしていくということは、やったからすぐに成果が出るというものではないかもしれませんが、積み重ねていくことがとても大事だと思います。

ちょうどこの日に私は、外国籍や外国につながる生徒が非常に多い小学校にお邪魔しまして、いじめ防止ということを前面には出していないのですが、いろいろな国の子供たちが壇上でパネルディスカッションをするという場を見せていただきました。そこには1年生も含めて全校児童と、それから地域の方々、保護者の方もいらっしゃる前でのパネルディスカッションだったのですが、非常に飾らないというか、率直な話がいろいろ出まして、例えば「どうしても休み時間は同じ言語の子供たちと遊ぶことが多い」とか、「勉強が理科や算数は分かるのだけれども、国語や社会が分かりにくい。でも、そのときに友達がとても易しい言葉で教えてくれるので助かっている」というお話が出ていました。

その中で、友達の優しさという話が出たときに、「何か具体的な例がありますか」と言われた子供さんが、意味が通じなかったら両隣にいた子供たちが一生懸命教えてあげて、その間2分、3分と時間が過ぎていったのですが、突然その子が英語でバーッと話しまして、「教室から出たときに、どちらに行ったらいいのかすら僕は分からない。だけど、そのときに何とかさんがいつも優しく教えてくれる」と、具体的にクラスの子の名前を挙げて、壇上で「何とかさん、ありがとう」と言いました。

私もすごく胸を打たれたのですが、これは外国につながる子供たちだけではなくて、本当に勉強が分からなくて困っている子ですとか、整理整頓ができないで困っている子ですとか、困り感を抱いている子供はたくさんいると思いますし、そういう子供たちは非常にいじめの対象になりやすいのではないかとということがありますので、身近に、本当に自分の隣に座っている子供、あるいは同じクラスにいる子供、そういう子供たちに何気なく手を差し伸べていける、そういう学校を作っているということがとてもすばらしいですし、大事なことだと思います。

ですから、このフォーラムでやっていらっしゃるようなことを実践している学校もありますよということで、お話しさせていただきました。以上です。

岡田教育長

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

大場委員

各委員が話されたことともつながるのですが、3ページのレジュメはきれいに



まとまっていますし、各立場でいろいろとお話をいただいたことの中に、いじめ防止につながっていくヒントが隠されていると思います。長島委員が言われた詳細版というか、成果物自体もじっくり読める人には読んでほしいですし、その時間がなければこの3枚のレジュメで、ぜひいろいろな学校等も活用して取り組んでほしいと感じています。それは希望でございます。以上です。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。

私もこのフォーラムに参加していたのですが、文字でこのように書いてあることも分かりやすいのですけれども、実は子供たちが伝える空気感が一番の説得力がありました。中学生が中学生になったら親には相談しないということをお話するとき、中学生ならではの悩み方や接し方をとても端的に話していて、その発言で、周りにいる大人たちや先生方がもっとフランクに子供と話すためのきっかけ作りや様子を見ることが大事なのだとすることを改めて感じるように話していました。紙で伝えるのも大事なのですが、先ほどの小学校の場合は地域の方も入れてそういうパネルディスカッションをしていますから、ぜひそうした直接の子供たちの訴えを大人たちが聞ける場面をたくさん作って、子供たちも大変ですけれども、上手に伝えられるとみんなも気付くことがたくさんあるのではないかと改めて感じたフォーラムでした。感想を述べさせていただきました。

ほかにございますか。

中村委員

言い方が悪かったのですが、パネルディスカッションは子供たちだけで、地域の方はあくまでも参観するという形での参加でした。

岡田教育長

ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして、次の南部学校教育事務所の管轄の中における「あいさつ運動のポスター」の掲示につきまして、報告させていただきます。

久保寺南部学校教育事務所  
長

南部学校教育事務所の久保寺でございます。よろしくお願いたします。

前の報告にもございましたように、南部学校教育事務所管内でもあいさつを通じた、いわゆる温かい人間関係づくりということを進めております。本日はその中でポスター制作とその掲示による啓発活動の様子について報告申し上げます。

詳細につきましては、村岡指導主事室長より報告いたします。

村岡南部学校教育事務所  
指導主事室長

南部学校教育事務所の村岡でございます。よろしくお願いたします。

南部学校教育事務所では、「いじめのないよりよい人間関係をつくる取組」をテーマに学校運営サポート事業を進めております。域内の各学校においては、この取組の第一歩として、あいさつを通じた人間関係づくりの啓発活動を実践しております。このあいさつ運動は、横浜子ども会議で子供たちのほうから出た「あいさつは大切」という意見をきっかけに南部域で3年前から始めたもので、今年もその一環として、12月の人権週間に合わせ、域内の市立小、中、義務教育学校、特別支援学校、高等学校から募集したポスターを各区役所や市営地下鉄上大岡駅にも御協力いただき、展示スペースやコンコースなどに掲示しております。

ポスター掲示に向けた取組内容としましては、掲示日時は平成29年12月4日から12月13日までです。港南区役所につきましてはスペースの関係で15日の金曜日まで掲示させていただいております。

下に幾つかの写真が載せてあります。作品としましては、個人による作品のほか、全校生徒によるちぎり絵作品をデジタルデータにして指定サイズに変換した

もの、児童会や生徒会、委員会の合同制作によるものなど、様々な応募作品がありました。

右下はあいさつポスターではないのですが、あいさつ運動も各学校でやるように依頼しております、この写真は釜利谷中学校のあいさつ運動の写真です。生活委員会の生徒が中心となって活動している様子となっております。また、大正中学校では毎週金曜日にあいさつ活動を続け、第2、第3金曜日には保護者や地域の方々も参加している状況です。

生徒と顔見知りになることで町の方からの生徒への声かけも増え、地域の方々が学校に関わる場面も増え、人間関係に広がりを見せているということです。

私からの説明は以上です。

岡田教育長

説明が終わりました。御意見・御質問がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

1つ質問なのですが、「子どもたちがポスターに描いた標語」というのがありますが、これは各学校で子供たちが標語を作ったのですか。それとも、ポスターを描いた人が作ったのですか。

村岡南部学校  
教育事務所指  
導主事室長

学校で決めたケースもありますし、ポスターを描いた子供が標語も一緒に考えているケースもございます。

岡田教育長

宮内委員。

宮内委員

ポスターを区役所に張って誰が見るのでしょうか。いつもこういう運動を見て気になります。何が大事かという、あいさつ運動をしようということをきっかけに児童生徒がポスターを作って、その作る過程で、あいさつというのは大事なんだな、もしかするともっと訴えやすいメッセージの出し方があるんだな、というような思索をするきっかけになることです。そして、それを掲示して、作った人同士が、もっと上手なメッセージの使い方があるなど学ぶこともあれば、そこで競争心をあおる効果があります。区役所に掲示するという事は、よろしくないという感想です。やることは大賛成です。

久保寺南部学  
校教育事務所  
長

ありがとうございます。まず、これは狙いにも関係するとは思いますが、1つは今お話がございましたように、作成してみんなで考えること、あるいは自分が考えることで、自分事としてあいさつについて考えるということが1つの狙いです。そして、それが学校規模でということがあります。

もう一つは、区役所でというのは、先ほどのフォーラムにもつながってくるのかもしれませんが、一般市民の方々に小学生、中学生、高校生が今あいさつについてこのように考えているのだというメッセージを見ていただくことによって、例えば地域へ戻ったときに、そういう活動と一緒に参加していただいたり、御理解いただくということにつながっていけばということで、どちらかという学校に関わる方というよりも、余り学校に関わらない方に見ていただきたいということを狙いとしております。ただ、申し訳ないのですが、定量的な成果はどうかというデータはございません。

宮内委員

失礼しました。そんな厳密なことを申し上げているのではなく、私たちが行政として何かやるときには、いかなる効果がどう出るかということを中心に考えなく

てはいけません。私は区役所に貼るのではなく、例えば駅のコンコースにすれば効果があると思います。やるのが目的ではなくて、その狙いを常に明確にしたアクションが必要だろうということで、申し上げたものであります。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。

大場委員

申し訳ないのですが、私は見ていないので、お持ちいただいたポスターを見させていただきたいと思います。それから、一番下に釜利谷中学校の取組例があるのですが、こういう取組をしている学校というのは、南部に限って言えば結構多いのですか。ここは月に2回ぐらいということですが、分かればお願いします。

村岡南部学校教育事務所指導主事室長

ほとんどの学校が独自に学校の考えた時期、やり方であいさつ運動に取り組んでいただいているという状況です。

岡田教育長

はい、どうぞ。

長島委員

それこそ今日ここに貼れば効果があったと思います。せっかく取材で放映もあるかもしれないので、とても残念だと今感想を持っております。すばらしい作品ですので、そこがどうしても私どもの広報が下手なところが出てしまったのではないかと思います。

また、あいさつ運動については本当にいろいろなところでやっていると思います。決して学校の職員のほうからではなく、子供たちが自ら気付いて、生徒会や児童会が目的意識を持って行っているということに意味があると常に思っています。地域性であるとか、学校の特色を考えての活動だと思いますので、それこそ大人が環境を作るということで、それを周知する意味でも、先ほど区役所に意味はあるのかどうかということもありましたが、区役所の方、全ての方がきちんとあいさつできるようにという意味もあるかと思っておりますから、いろいろなところでの掲示は大事だと思います。

岡田教育長

ありがとうございます。はい、どうぞ。

中村委員

ここで掲示をした後、各学校でどうされるか分からないのですが、例えば総合などで非常に地域の関わりの深い活動をやっている学校も多いので、想像で物を言っただけでは申し訳ないのですけれども、例えば地域の掲示板に張らせていただくとか、ここで終わりにならず、せっかくこんなすばらしい作品ですから、何か活用する方法が考えられたらいいなと思います。以上です。

久保寺南部学校教育事務所長

ありがとうございます。

まず1つは、昨年度、今年度につきましては、各学校から1点代表でということになっております。ですから、今お話がありましたように、実は代表になっていないものを校内で掲示している学校もございます。また、今後につきましてはもう少し幅を持たせて複数提出していただくことも可能にしたいと考えております。

それから、今回覧をさせていただいたものはカラーコピーになっております。結局原本は1か所にしか掲示できませんので、これは上大岡のコンコースにカラーコピーした全作品を掲示するというので、2カ所に作品が掲示できるような

形も取らせていただいております。

村岡南部学校  
教育事務所指  
導主事室長

補足になりますが、この作品はこの後学校に返却した後に、学校で掲示するという形になっております。

岡田教育長

ありがとうございます。

私からは区役所への掲示をやめないでくださいというお願いなのですが、本当に区役所には地域のいろいろな活動をしてくださる方たちが必ず情報交換や会議のためにいらっしゃいますし、その区に住んでいらっしゃる方がいろいろな相談事や手続などでたくさん訪れますので、そういう方たちにも見ていただきたいと思っております。それから、先ほど長島委員から区役所の人にもしっかりと見てもらいたいというお話がありましたけれども、私は来年区役所の掲示がなくなってしまうと寂しいと思っております。ただ、宮内委員がおっしゃるように、より効果的な場所にどう掲示するかということはまたしっかり考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

ほかによろしいでしょうか。

それでは次に、平成29年度横浜市立学校総合文化祭文化交流会の開催につきまして、所管課からお願いいたします。

直井指導部長

指導部長の直井でございます。

明日行われます、市立学校総合文化祭文化交流会について、所管課長から報告させていただきます。

宮城指導企画  
課長

指導企画課長の宮城でございます。よろしくお願ひいたします。文化交流会の開催について、報告させていただきます。

本市では毎年横浜市立学校総合文化祭を行っております。本日の資料の一番下にございますように、横浜市立学校における芸術・文化の祭典として、音楽、書写、美術、社会、科学、新聞など、子供たちの日ごろの学習の成果を発表したり、展示したりするものでございます。全部で23の部門がございまして、約6か月間にわたり、市内各所の会場にて開催しております。

その一環としまして、明日16日土曜日は戸塚公会堂で文化交流会を開催いたします。この文化交流会では、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校と5つの校種から開催部門を代表する優れた取組が発表されます。大変バラエティーに富んだ内容で、そこの表にございますように、舞台上で発表が行われます。

また、舞台発表のほかに、公会堂のホワイエでは総合文化祭のポスター展の原画応募入賞作品や新聞展示会、科学作品展、技術家庭科作品展、美術部展などで展示された各学校からの応募作品なども展示いたします。

また、この文化交流会の後も、年明けの1月には高等学校の生徒音楽会、小学校や中学校の個別支援学級、特別支援学校の合同学芸会や学習発表会、書写展、図画工作・美術・書道作品展など、2月になりましたら県立音楽堂などで開催される小学校児童音楽会、そして最後は2月17日土曜日に横浜文化体育館で開催される小学校のマーチングバンド発表会で締めくくりとなります。これらの各部門は、教育研究会を主体とする多くの教員の力によって開催されております。

以上、報告させていただきました。

|                  |   |
|------------------|---|
| 岡田教育長            | <p>説明が終了いたしました。御質問・御意見がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、お時間がありましたらよろしくお願いいたします。</p> <p>次に議事日程に従い、審議案件に移ります。</p> <p>まず、会議の非公開について、お諮りします。教委第60号議案「教職員の人事について」、人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。</p>  |
| 各委員              | <p>&lt;了 承&gt;</p>  |
| 岡田教育長            | <p>それでは、教委第60号議案は、非公開といたします。</p> <p>議事日程に従いまして、教委第59号議案「いじめ重大事態に関する調査結果の公表の在り方について」、所管課から説明いたします。</p>   |
| 伊東健康教育・人権教育担当部長  | <p>担当部長の伊東です。</p> <p>いじめ重大事態の調査結果の公表につきましては、再発防止策の中で1つの項目としてきちんとガイドラインを作るということで挙げられておりました。私どものほうでこの内容に基づきまして、いじめ問題専門委員会に調査結果の公表の在り方について諮問して、今回答申がまとまりましたので、その内容について報告いたしますので、御審議をお願いしたいと思います。</p> <p>詳細につきましては、課長のほうから説明させていただきます。</p>  |
| 兵頭人権教育・児童生徒課担当課長 | <p>人権教育・児童生徒課担当課長の兵頭でございます。</p> <p>いじめ重大事態に関する調査結果の公表の在り方につきましては、ただいま部長のほうからもありましたが、教育委員会の附属機関である横浜市いじめ問題専門委員会に諮問しておりました。12月11日に、この件について答申をいただいております。つきましては、この答申の運用について提案させていただきます。</p> <p>議案書を1枚おめくりいただきまして、2ページの提案理由を御覧いただければと思います。いじめ重大事態に関する調査結果の公表の在り方について、横浜市いじめ問題専門委員会の答申を「公表ガイドライン」として運用していくことを提案いたします。</p> <p>それでは、答申の概要につきまして、お手元にまとめております資料がございます。A4判表裏の資料ですが、こちらを用いて説明させていただきますので、御覧いただければと思います。</p> <p>1「答申の概要」の(1)「公表の意義」といたしまして、いじめ重大事態の調査結果の公表は、児童生徒の健やかな成長と再発防止を含むいじめ防止対策の実効ある取組に資するために行い、情報を得た市民社会は、これを関係諸法の趣旨に沿って生かしていくようにしなければならず、これによって、「社会全体で子供を健全に育てる」という公益を生む意義を持つということ、調査結果の公表は、市民目線で学校教育のありようを見つめ直すことに役立ち、児童生徒の育成を第一義に据えた公正な学校の教育活動を強化する契機になること、専門委員会の公正性・中立性を確認する機会とし、調査結果の信頼性を保つ意義も有していることが示されました。</p> <p>まとめますと、①市民社会全体で再発防止を含むいじめ防止対策や健全育成活動を促進すること、②市民目線に立って学校及び教育委員会のいじめ対策や教育活動を見直し、公正な教育活動・教育行政の推進を強化すること、③専門委員会の調査結果の信頼性を保つことの3点が示されました。</p> <p>次に、(2)にありますように、答申の中では公表に対する弊害についても指</p> |

摘されております。ア「調査の真実性への影響」、イ「公表による関係当事者への影響」などが示されております。

裏面を御覧ください。このように公表にはメリットとデメリットがあることを踏まえまして、(3)「公表の在り方」といたしまして、「公表は、関係当事者に不利益が及ばないよう配慮を尽くした上で行う必要があります、関係する全ての児童生徒の人格を傷つけたり、その健やかな成長を阻害したりすることは、決してあってはならない」と示されております。

(4)「公表方法」でございますが、「行政が公表の目的に合致した公表版を作成し、公表することが望ましい」と示されました。

(5)「公表する場合の関係者の意向確認」につきましては、「少なくとも、調査により確認できたいじめの有無及び再発防止策については公表し、全ての調査報告書について公表版を公表することが望ましい」と示されております。

(6)「公表の手順」でございますが、ア、調査報告書の公表版を作成し、イ、専門委員会に公表内容を報告し、内容に疑義がないか意見聴取いたします。そして、ウ、公表について、それぞれの保護者、児童生徒へ説明した上で、エといたしまして、教育委員会のホームページに掲載する流れとなっております。掲載期間はおおむね6か月程度となっております。

(7)調査結果の公表に際した個人情報保護につきましては、「いじめ調査の公表にあたっては、子どもたちの将来における成長を守るという視点に立ち、児童生徒の人格を尊重するよう配慮をする」と示されております。

次に、2「今後のいじめ重大事態に関する調査結果の公表について」でございますが、本日御了承いただけたら、今後の調査結果の公表については、今回いただきました答申をガイドラインとして運用していきたいと考えております。

なお、12月13日に行われましたこども青少年・教育委員会におきましても、この答申の在り方について説明しております。その際の御意見について、少し紹介させていただきます。

「作成した公表版については報告書の黒塗りと変わらないものになるのではないかと」、「ホームページの掲載期間は6か月と示されておりますが、個人的には短いのではないかと」、「公表版は報告書を作成する専門委員会が作成するほうがよいのではないかと」、「1件目の重大事態の報告等の対応についての反省も踏まえて、内容について前回の保護者・関係者等に説明するというのもどうか」、「記者発表をしなければならない状況下に置かれたときのスキルを磨く必要があるのではないかと」、「公表の在り方についてはマスコミにも理解してもらい必要がある」、「教育委員会が守らなければならないのは、被害・加害の児童生徒であり、マスコミが知りたいのは児童生徒のことではなく、教育委員会等の対応についてである」、「子供の命を守るという大前提で報道に対応してもらい必要があるのではないかと」という御意見などが委員会では出されております。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

岡田教育長

今、公表の在り方の答申の簡単な概略を説明させていただきました。お手元に既に答申をお配りしておりますが、御質問・御意見等がございましたらお願いいたします。

間野委員

今回の公表の在り方について、被害・加害という言葉が使われているのですが、これまで私たちは子供の人権や成長のことも含めて、しかも調査で全てが明らかになるとは限らない中で、そこは「関係する児童」とか、「関係する生徒」という言い方で配慮してきたこともあったのですけれども、この先の取扱いほど

うなるのでしょうか。

兵頭 人権教育・児童生徒課担当課長

今ご指摘いただきましたとおり、確かに被害・加害に限らない、実際に調査していく上でその関係性がそもそもどうだったのかという調査の内容になることもありますので、今後の運用につきましては、「当該」「関係する児童生徒」という表現に、実際の調査報告、公表に際しては統一していきたいと考えております。

間野委員

今回、公表期間は6か月と我々は考えていて、短いという御指摘も長いという御指摘もそれぞれあると思うのですが、一度公表したら、ホームページ上には出ていなくても、いろいろな方法で視聴した人は自分で記録することができるわけで、デジタル社会でありますから、それが当然一生涯残っていくということも考えなければいけません。今回のガイドラインは本当に細やかな配慮までしていただいた優れたガイドラインだと思うのですが、実際に公表する場面で、更にもう一段、慎重と言い過ぎるととにかく全く黒塗りになってしまいますので、そうではなくて、誰がということではなく、何が起きているのかということが市民や関係者の皆さんに分かりやすいように配慮していく必要があると思えました。以上です。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。

宮内委員

今回の公表の仕方についての文面、内容は非常に優れたものだろうと思っております。非常にデリケートな問題をどのように扱うかという、誰もが悩む点につきまして、幾つかの具体例を出しながらガイドラインを作っています。また加害者・被害者と対峙しやすい問題だけでも、事はそんなに単純ではないということも十分留意した表現になっていると思います。いろいろな反省等に基づいた冷静なガイドラインとしてでき上がっていると思います。

こういったものを教育委員会が公表文書を作成していくのか、もしくは第三者委員会で作成するかという議論もあると先ほど伺いましたが、これは決め事でありまして、やはり行政の責任部署である教育委員会がやるものだろうと考えております。完璧なものというのはないので、いろいろな批判をいただきながら、完成形を目指すという姿勢でよろしいのではないかと考えております。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。

中村委員

先ほどの御説明にもありましたが、公表の意義と同時に公表した場合に起こり得る被害児童だったり、保護者だったり、関係する児童生徒、保護者のことについて、繰り返し成長を阻害するようなことがあってはならないと書かれていました。本当にそういう意味では関係する全ての児童生徒を守るということに配慮が行き届いているのではないかと思います。

気になるのが14ページに「速やかな公表にも意義が認められるので、調査報告書の提出からおおむね2週間程度をめどとして理解を得ることができなくても公表版を公表することになることはやむを得ない」と書いてあります。いたずらに延ばせばいいというものではないと思いますので、ある程度の期限を切るということは大事だと思うのですが、調査が終わったからといって、関係した子供たちも気持ちが解決する、心が収まるというわけではありませぬので、ぜひ見切り発車にならないように、丁寧に理解していただくようにお話を進めていただきたい

と思います。

それから、もう一点は先ほど間野委員からもお話がありましたけれども、今は非常に怖いですね。何かあったときにぱっと事実でないことまでが事実のように拡散していくのはとても怖いので、学校現場として、市民として子供たちを、そういういろいろな情報を得たときに、どのように自分が判断して受け止めていったらいいのかという意味で今までも取り組んできましたけれども、自己形成という意味でのキャリア教育であったり、社会にどのように参画していったらいいのかという教育であったり、そういうことをますます充実させていくということがとても大切ではないかと思いました。

以上です。

岡田教育長

はい、どうぞ。

長島委員

私も公表の在り方については大変よく専門家の方々にもんでいただいて、作っていただいたと感じております。公表というものが結果的にないことが理想ですが、公表せざるを得ない状況が生まれたときに、この在り方に沿ってきちんと公表していくということが我々に求められていることだと思います。

昨年度からいじめの問題についていろいろ議論したり、御意見をいただいたりしてきましたが、やはり公表されたものをきちんと受け止めて、社会全体でこういうことが起こりうるということも受け止めて、それを次回は決して起こさせないという社会を作るためのバイブルのようなもの、教科書のようなものになるといいなと感じております。ぜひ真摯に受け止めて作っていきたいと思います。よろしくお願いします。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。

大場委員

11日に答申をいただいて、非常にきめ細かく各方面に配慮というか検討し、公表の意義をきちんと整理された上で、一方で公表することの弊害ということも記載されていて、非常にすばらしい答申をいただきました。また公表の在り方、あるいは公表の方法についても記述をいただいています。

それで、先ほどのSNSなどでの情報拡散、最近のいろいろな問題もあるので、ぜひとも私も行政だけではなくて、関係者、特に社会的な影響力をお持ちの皆さんがこの答申というものを一緒に尊重していくという風土を作らなければいけないと、それはまさに教育委員会が先頭を切っていかなければいけないと思いますが、それが1つの希望であります。

それからその上で、今日でこれをガイドラインとしていくという方向性が固まれば、ぜひこのガイドラインというものを横浜市民の多くの皆さん、関係者に周知徹底することがまさにスタートだろうと思いますので、その辺はどんな方向性で周知徹底をされていくのかという点だけ質問しておきたいと思います。

伊東健康教育・人権教育担当部長

この答申をガイドラインとして運用していくということになりましたら、まず再発防止の1つとして考えておりますので、学校、教育委員会内での共有を真っ先にやっていきたいと思っております。学校には通知を出しますし、管理職の会議や生徒指導専任の会議の中でもこれをトピックとして取り上げて、きちんと市民と一緒に考えていくという必要性をみんなで確認していきたいと思っております。

また、市民の方々に向けましては、いじめ問題対策連絡協議会、先ほどのフォ



ーラムをやっている協議会ですとか、そういう場や構成メンバーを通じて周知したり、いろいろな方法をこれから考えていけると思っています。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、皆さんの御意見は、この答申の内容を公表ガイドラインとして運用していくということによろしいのではないかという御発言だったと思いますので、確認させていただきます。原案のとおり承認させていただいてよろしいですか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

以上で公開案件の審議が終了いたしました。事務局から、報告をお願いします。

山岸総務課長

報告申し上げます。

まず、12月1日に1団体から教育内容に関する要望書が提出されました。また、12月8日に個人の方1名から就学に関する要望書が提出されました。これらの要望書につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様は、内容の御確認をよろしくお願いいたします。

次回の教育委員会定例会は、来年1月9日火曜日の午前10時から開催する予定でございます。また、次回の教育委員会臨時会は、来年1月19日金曜日の午前10時から開催する予定でございます。

以上でございます。

岡田教育長

よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は1月9日火曜日の午前10時から開会する予定です。また、次回の教育委員会臨時会は1月19日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知いたしますので御確認をお願いいたします。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方、報道機関の方は御退席をお願いいたします。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<非公開案件審議>

教委第60号議案「教職員の人事について」

(原案のとおり承認)

岡田教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時22分]